

# I 沿革

昭和31年	美術館建設の募金運動はじまる
昭和38年 4月	調査費計上
昭和39年 4月	設計委託料計上
10月	建設促進委員会開催
昭和40年 4月	整地費など計上
昭和41年 5月	文部省社会教育施設整備費補助金の交付内定
12月	建設募金委員会発足
昭和42年 1月	起工式挙行
昭和43年 3月	旧館竣工
4月	広島県立美術館条例施行（昭和43年 広島県条例第20号） 広島県立美術館管理運営規則施行（昭和43年 広島県教育委員会規則第1号） 加藤豊館長（常勤）任命
6月	広島県立美術館協議会条例施行（昭和43年 広島県条例第38号）
7月	広島県立美術館協力会結成
9月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和43年 教育委員会規則第13号）分掌 事務 落成式挙行
10月	広島県立美術館美術品収集要領制定
12月	広島県立美術館展示施設運営要領制定
昭和44年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和44年 教育委員会規則第2号）職員 の職・職員の職務 館藏品常設展開設
昭和46年 3月	加藤館長辞職
4月	宮地貫一館長事務取扱任命
昭和47年 1月	広島県立美術館友の会発足
5月	浜本正弘館長事務取扱任命
6月	佐々木司郎館長事務取扱任命
8月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和47年 教育委員会規則第11号）職員 の職 羽白幸雄館長（非常勤）任命
11月	開館5周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊
昭和48年 6月	広島県立美術館条例一部改正（昭和48年 広島県条例第30号） 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 教育委員会規則第14号）補助 職員の職及び職務
10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48年 教育委員会規則第19号）職員 の職等

昭和49年 3月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和49年 教育委員会規則第4号）その他の職員の職
昭和50年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和50年 広島県条例第25号）施設使用料
昭和51年 4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和51年 広島県条例第9号）入館料
昭和52年 2月	広島県美術展開催運営規則施行（昭和52年 広島県教育委員会規則第2号）
昭和53年10月	開館10周年記念展開催
昭和54年 3月	開館10周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊
12月	収蔵庫拡張工事着工
昭和55年 2月	収蔵庫拡張工事完了
3月	羽白館長辞職
4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和55年 広島県条例第19号）施設使用料 定宗一宏館長（非常勤）任命
10月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和55年 教育委員会規則第10号）
昭和56年 4月	広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和56年 教育委員会規則第5号）課の 名称変更・入館料の免除 広島県立美術館美術品等取得基金条例施行（昭和56年 広島県条例第5号 基金 額1億円）
10月	広島県美術品等取得基金運用規定制定 美術品等収集委員会設置要領制定
昭和57年 3月	定宗館長辞職
4月	広島県立美術館条例一部改正（昭和57年 広島県条例第10号）入館料・施設使用料 阿川静明館長（非常勤）任命
9月	縮景園入園窓口を設置
初和60年 3月	阿川館長辞職
4月	赤木博典館長（常勤）任命
昭和61年10月	事務局職員による県立美術館整備計画検討会議を設置
昭和62年 2月	渋谷文庫開設
3月	県立美術館整備計画検討会議，整備構想案をまとめる 赤木館長辞職
4月	吉岡典威館長（兼務）任命
11月	県教委，広島県立美術館整備構想検討委員会を設置，委員8名を委嘱
昭和63年 3月	吉岡館長辞職
4月	菅川健二館長（兼務）任命 広島県立美術館条例一部改正（昭和63年 広島県条例第7号）入館料・施設使用料 広島県立美術館美術品等取得基金，1億円を増額（基金額2億円）
11月	広島県立美術館整備構想検討委員会，整備構想をまとめ県教育委員会に答申
平成元年 3月	さところ文庫開設
5月	広島県立美術館整備基本計画検討委員会を設置，委員18名を委嘱（座長 橋口収 県商工会議所連合会長）

- 平成元年 7月 広島県立美術館美術品等収集評価委員会を設置，委員 6 名を委嘱
- 平成 2 年 4月 広島県立美術館美術品等取得基金，5 億円を増額（基金額 7 億円）
- 12月 知事，県議会本会議において「新美術館は隣接する縮景園の景観を損なうことな  
く，両施設の一体化を図った文化ゾーンの一環として一体的に整備する必要がある」と答弁
- 平成 3 年 2月 知事，県議会本会議において「基本設計に着手する」ことを提案
- 3月 県議会，平成 3 年度予算案（基本設計予算）を可決
- 4月 広島県立美術館整備基本計画まとまる
- 美術品等特別収集に着手
- 広島県立美術館美術品等取得基金，3 億円を増額（基金額 10 億円）
- 平成 4 年 7月 施設利用業務休止。館藏品常設展示室休室
- 9月 閉館記念式典挙行
- 10月 事務所を広島市西区観音新町 4 丁目 9 - 43 に移転，仮事務所とする
- 旧県立図書館及び旧県立美術館の解体工事に着手
- 広島県立美術館美術品等取得基金，10 億円を増額（基金額 20 億円）
- 平成 5 年 3月 解体工事，整地完了
- 新館建築工事安全祈願祭が挙行され，工事に着手
- 菅川館長辞職
- 4月 久保信保館長（兼務）任命
- 12月 久保館長辞職
- 寺脇研館長（兼務）任命
- 広島県立美術館美術品等取得基金，10 億円を増額（基金額 30 億円）
- 平成 6 年 5月 事務所を西区観音新町から広島市中区八丁堀 3 - 2 幟会館（2 階）に移転
- 広島県立美術館美術品等取得基金，10 億円を増額（基金額 40 億円）
- 平成 7 年 3月 寺脇館長辞職
- 4月 常廣泰登館長（専任）任命
- 美術品等取得基金，5 億円を増額（基金額 45 億円）
- 12月 新館竣工
- 新館鍵引渡し式を挙行
- 平成 8 年 1月 事務所を新館に移転
- 4月 1日 木曾功館長（兼務）就任
- 7月 1日 平山郁夫名誉館長就任
- 7月 5日 広島県立美術館条例施行（平成 8 年 広島県条例第 16 号）入館料・施設使用料
- 22日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成 8 年 広島県教育委員会規則第 9 号）  
施設使用料
- 10月 5日 新館開館記念式挙行
- 6日 新館開館
- 広島県立美術館美術品等取得基金，5 億円を増額（基本額 50 億円）

- 平成9年3月26日 広島県立美術館条例施行（平成9年 広島県条例第3号）入館・施設使用料
- 4月1日 広島県立美術館管理運営規則（平成9年 広島県教育委員会規則第6号）（全面改定）
- 平成10年3月24日 広島県立美術館条例施行（平成10年 広島県条例第5号）（入館料等の納付）
- 3月24日 広島県立美術館管理運営規則一部改正（平成10年 広島県教育委員会規則第4号）
- 6月30日 木曾館長辞職
- 7月1日 辰野裕一館長（兼務）就任
- 平成12年2月1日 広島県立美術館美術品等収集評価委員会設置要領一部改正